

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 趣旨</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地集積は毎年着実に進展し、担い手への利用面積は農地全体の約 6 割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。</p> <p>併せて、農地法 <u>（昭和 27 年法律第 229 号）</u> 等に係る手続のデジタル化を加速し、デジタル改革を推進します。</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 機構集積協力金交付事業</p> <p>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、<u>別記 3</u>により補助します。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地集積は毎年着実に進展し、担い手への利用面積は農地全体の約 6 割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。</p> <p>併せて、農地法等に係る手続のデジタル化を加速し、デジタル改革を推進します。</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 機構集積協力金交付事業</p> <p>担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、<u>別記 3-1 及び別記 3-2</u>により補助します。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 農地整備・集約協力金交付事業</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。以下「耕作条件実施要綱」といいます。）に基づいて行われる事業をいいます。）の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、当該農地耕作条件改善事業（以下「対象となる農地耕作条件改善事業」といいます。）の事業実施主体に対して、協力金を交付します。</u></p>

#### 4 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により交付します。

(1)～(4) [略]

##### (5) 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア [略]

イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用の取組に要する経費

[削る]

ウ 農業委員会サポートシステムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費

[削る]

#### 第4 事業の仕組み

##### 1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)及び(2)並びに3の事業については、令和4年度までに国から都道府県に対

#### 4 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により交付します。

(1)～(4) [略]

##### (5) 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「システム管理団体」といいます。）が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア [略]

イ 農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費

ウ 農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）の構築に要する経費

エ 農地情報公開システムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費

##### 5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、機構等の関係機関と共有するためのタブレット端末の導入に必要となる経費について、別記5により補助します。

#### 第4 事業の仕組み

##### 1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)及び(2)並びに3の(1)から(4)までの事業については、令和3年度ま

して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

## 2 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) [略]

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

3 [略]

## 4 機構集積支援事業

(1) [略]

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

[削る]

でに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) [略]

## 2 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) [略]

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。ただし、農地整備・集約協力金交付事業において、機構が事業実施主体となる場合は、機構に対して補助金を交付することができます。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。ただし、(2)のただし書の場合を除きます。

3 [略]

## 4 機構集積支援事業

(1) [略]

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構及びシステム管理団体に対して補助金を交付します。

(3) [略]

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構及びシステム管理団体は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

## 5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

(1) 第3の5の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助しま

第5 事業実施主体

1・2 [略]

3 機構集積協力金交付事業

(1)・(2) [略]

[削る]

4 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

(5) 農業委員会サポートシステム管理事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

[削る]

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

す。

第5 事業実施主体

1・2 [略]

3 機構集積協力金交付事業

(1)・(2) [略]

(3) 農地整備・集約協力金交付事業

本事業の事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業交付金等交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2334号農林水産事務次官依命通知）別表1（第1関係）の1及び2に定める交付対象事業者とします。

4 機構集積支援事業

(1)～(4) [略]

(5) 農地情報公開システム管理事業

本事業の事業実施主体は、システム管理団体とします。

5 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 [略]

2 事業資金の管理

(1) [略]

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の3の事業資金相互間の流用

イ [略]

(3)～(6) [略]

### 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) [略]

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の3の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3)～(6) [略]

4～8 [略]

### 第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。）の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

#### 1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その

ア 第3の3の(1)から(4)までの事業資金相互間の流用

イ [略]

(3)～(6) [略]

### 3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

(1) [略]

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の3の(1)から(4)までの事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3)～(6) [略]

4～8 [略]

### 第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同時に実施する場合を含みます。）の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業（以下「借受農地管理等事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

#### 1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その

際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 [略]

第8 [略]

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) [略]

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3)～(5) [略]

2 [略]

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農

際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 [略]

第8 [略]

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) [略]

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3)～(5) [略]

2 [略]

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農

業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（以下「推進交付要綱」といいます。）第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適切であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5)・(6) [略]

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) [略]

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11) 経営局長は、(10)のただし書により提出されたシステム管理事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（以下「推進交付要綱」といいます。）第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適切であり、かつ、事業実施主体が別記3の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5)・(6) [略]

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第16の1による交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) [略]

(10) システム管理団体は、機構集積支援事業計画（別紙様式12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

[新設]

(12) システム管理事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後のシステム管理事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

## 2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) ～ (4) [略]

(5) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(10)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

[削る]

(11) システム管理団体は、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後のシステム管理事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

## 2 機構集積支援事業の事業完了報告

(1) ～ (4) [略]

(5) システム管理団体は、毎年度、1の(10)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第11号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

## 第11 農地整備・集約協力金交付事業

### 1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における市町村長は、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で、農地整備・集約協力金交付事業意向届(別記様式第14-1号。以下「意向届」といいます。)及び市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別記様式第14-2号。以下「市町村整備・集約計画」といいます。)を都道府県知事に提出します。

(2) 都道府県知事は、意向届及び市町村整備・集約計画を確認し、適当と判断する場合は、市町村整備・集約計画を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画(別紙様式第14-2号。以下「都道府県整備・集約計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知を以て、承認があったものとみなします。

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画の作成にあたっては、特に対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区における耕作条件実施要綱に定める事業計画等(以下「耕作条件事業計画等」といいます。)との整合について、留意してください。

(3) 市町村整備・集約計画及び都道府県整備・集約計画は、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」といいます。)附則第3条第1項の特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画及び次世代農業発展計画によって、構成されます。



(4) 対象となる農地耕作条件改善事業を土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき実施する場合に、令附則第 3 条第 1 項の農林水産大臣が定める基準は、以下に掲げる事項が明らかなものであることとします。

ア 計画区域の概況

イ 担い手の見通し

ウ 担い手の経営規模の拡大の見通し及びこれを実現するために必要な農地集積・集約化の内容

## 2 事業の完了報告

(1) 市町村長は、毎年度、事業が完了したときは、市町村農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第 14-3 号。以下「市町村整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告します。

(2) 都道府県知事は、毎年度、市町村整備・集約事業完了報告書を基に、都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書（別紙様式第 14-3 号。以下「都道府県整備・集約事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第 14 に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等へ報告してください。

(3) 地方農政局等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でない認められるときは、都道府県知事に對し、改善措置を講じるよう指導できるものとします。

(4) 都道府県知事は、(3) の規定による指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、都道府県整備・集約計画を修正し、地方農政局長等に提出しなければなりません。

## 3 事業の中止又は廃止

(1) 農地整備・集約協力金交付事業の廃止時期は、令和 5 年度とします。

(2) 都道府県知事は、農地整備・集約協力金交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。

(3) 地方農政局長等は、(2) の承認をする場合、必要に応じて条件を付することができることとします。

## 第 12 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

### 1 事業実施計画の作成の手続

(1) 農業委員会会長は、農業委員会が第 5 の 5 の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委

[削る]

第 11 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限りま

2 都道府県の補助等

(1) ～ (3) [略]

[削る]

[削る]

員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画（別紙様式第 15 号。以下「業務効率化支援事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1) により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業計画を取りまとめ、交付要綱第 4 に基づく地方農政局長等への交付申請書を作成してください。

(3) 農業委員会会長は、交付要綱第 9 に定める変更が生じた場合、都道府県知事の求めに応じて、業務効率化支援事業計画を変更し、都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、変更された業務効率化支援事業計画を取りまとめ、交付要綱第 9 に基づく地方農政局長等への変更承認申請書を作成してください。

2 事業の完了報告

(1) 農業委員会会長は、事業が完了したときは、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業完了報告書（別紙様式第 15 号。以下「業務効率化支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1) により管内の農業委員会会長から提出された業務効率化支援事業完了報告書を取りまとめ、交付要綱第 14 に基づく地方農政局長等への実績報告書を作成してください。

第 13 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限りま

2 都道府県の補助等

(1) ～ (3) [略]

(4) 農地整備・集約協力金交付事業

都道府県知事は、都道府県整備・集約計画に記載された事業実施年度内に本事業を完了してください。

(5) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

ア 都道府県は、第 4 の 6 で定める農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業について、事

## 第12 補助金等の返還

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム管理事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2～4 [略]

## 第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完

業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 農業委員会による情報収取等業務効率化支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表2に掲げるものに限り。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、交付要綱第4の交付申請書に記載された事業実施年度内に完了してください。

## 第14 補助金等の返還

1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書若しくは都道府県農地整備・集約事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構、システム管理団体又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2～4 [略]

## 第15 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業、機構集積支援事業、農地情報一元的管理加速化事業及び農業委員会による情報収取等業務効率化支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、都道府県農地整備・集約計画、業務効率化支援事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進

了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の3の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

#### 第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしませんが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

#### 第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体<sup>※</sup>は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第

事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、都道府県農地整備・集約事業完了報告書、加速化事業完了報告書、業務効率化支援事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の3の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

#### 第16 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3及び4の(1)から(4)までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の(3)の事業(農地情報公開システムの利用に係る経費に限る。)及び(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしませんが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

#### 第17 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体<sup>※</sup>は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、人・農地プランの実質化支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成30年4月1日付け29政統第1973号農林水産事務次官依命通知)、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28

2275号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第16 [略]

第17 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第18 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

農振第2275号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第18 [略]

第19 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、システム管理団体、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第20 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課(ただし、農地整備・集約協力金交付事業に関しては農林水産省農村振興局農地資源課)に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

別紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

1～3 [略]

4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。

(1)～(9) [略]

別紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

1～3 [略]

4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。

(1)～(9) [略]

5～8 [略]		5～8 [略]	
(別表1)		(別表1)	
用語	定義	用語	定義
[略]	[略]	[略]	[略]
新規就農者	<u>機構法第2条第3項第7号</u> に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。	新規就農者	<u>機構法第2条第3項第5号</u> に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。
研修事業	<u>機構法第2条第3項第7号</u> に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。	研修事業	<u>機構法第2条第3項第5号</u> に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
所有者不明農地	農地法第41条第2項により準用する同法第39条第1項の裁定について同法第41条第3項の規定による公告があったときに同条第4項により機構が利用権を取得した農地又は <u>機構法第22条の3</u> に基づく公示により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。	所有者不明農地	農地法第41条第2項により準用する同法第39条第1項の裁定について同法第41条第3項の規定による公告があったときに同条第4項により機構が利用権を取得した農地又は <u>基盤法第21条の3</u> に基づく公示に係る農用地等のうち、同法第20条により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
集落営農組織	<u>経営所得安定対策等実施要綱</u> （平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の(1)の①のイに規定する「集落営農」をいいます。	集落営農組織	<u>経営所得安定対策実施要綱</u> （平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の(1)の①のイに規定する「集落営農」をいいます。
農用地利用集積等促進計画	<u>機構法第18条第1項</u> に規定する「農用地利用集積等促進計画」をいいます。	[新設]	[新設]
農作業委託	[略]	農作業委託	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
管理耕作	<u>福島県営農再開支援事業実施要綱</u> （平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）別記5に基づいて営農再開するまでの間、農作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。	管理耕作	<u>福島県営農再開支援事業実施要綱</u> （平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）別記5に基づいて営農再開するまでの間、 <u>作業受託組織等</u> が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
団地	[略]	団地	[略]
[削る]	[削る]	人・農地プラン	<u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</u> （平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第2の人・農地プランをいいます。
地域計画	<u>基盤強化法第19条第1項</u> に規定する「地域計画」をいいます。	[新設]	[新設]
協議の場	<u>基盤強化法第18条第1項</u> の規定により設けられた協議の場をいいます。	[新設]	[新設]
農業振興地域	[略]	農業振興地域	[略]
自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等	自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条

	をいいます。)が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地(交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの)をいいますが、以下の点に留意してください。 1・2 [略]		第2項に規定する世帯員等をいいます。)が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地(交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの)をいいますが、以下の点に留意してください。 1・2 [略]
共有農地	<u>機構法第18条第5項第4号</u> ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。	共有農地	<u>農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。)</u> 第18条第3項第4号 <u>ただし書</u> の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
[略]	[略]	[略]	[略]
(別表2)		(別表2)	
1 [略]	[略]	[略]	[略]
2 農地中間管理事業等推進事業			
[略]	[略]	[略]	[略]

	事務等経費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限り)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限り)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限り)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限り)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限り)。	[略]	[略]		事務等経費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限り)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限り)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限り)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限り)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限り)。	[略]	[略]
	備品費	第3の1の(1)及び(2)の事業の実施するために必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(2)の事業で機構が購入するものに限り)。	[略]	[略]		備品費	第3の1の(1)及び(2)の事業の実施するために必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー、 <u>タブレット</u> (第3の1の(1)及び(2)の事業で機構が購入するものに限り)。	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	公課費	印紙税、自動車重量税(第3の1の(2)の <u>事業</u> で取得した自動車に係るものに限り)。	[略]	[略]		公課費	印紙税、自動車重量税(本事業で取得した自動車に係るものに限り)。	[略]	[略]



	[略]	[略]	[略]	[略]
3・4	[略]	[略]	[略]	[略]
5	機構集積協力金交付事業			
	機構集積協力金	第3の3の(1)から(3)までの事業により交付される協力金		定額
	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]			
	[削る]			
	[削る]			

	[略]	[略]	[略]	[略]
3・4	[略]	[略]	[略]	[略]
5	機構集積協力金交付事業			
	機構集積協力金	第3の3の(1)から(3)まで及び(5)の事業により交付される協力金		定額
	[略]	[略]	[略]	[略]
6	[略]			
7	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業			
	タブレット端末購入費	本事業を実施するために必要なタブレット端末の購入費		定額

別紙様式第1号・第2号 [略]

別紙様式第1号・第2号 [略]

別紙様式第3号

別紙様式第3号

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 [略]

1 [略]

2 地域集積協力金交付事業

2 地域集積協力金交付事業

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積 (A)	機構の活用率	交付単価 (B)	交付額 (A×B) 円	地域計画の地域名 (地域内農業集落
-------	------	--------	---------------	--------	-------------	-------------------	----------------------

「地域」名	地域区分	交付単価区分	交付対象面積 (A)	機構の活用率	交付単価 (B)	交付額 (A×B) 円	プランの対象地区名 (地区内集落
-------	------	--------	---------------	--------	-------------	-------------------	---------------------

			a	%	円/10a	名)
	一般	貸付				
		委託				
	一般 (直払 農地)	貸付				
		委託				
	中山間	貸付				
		委託				
	計					
	合計					

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区 分	交付対象面積 (A) a	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A×B) 円	地域計画の地 域名(地域内 農業集落名)
	転貸				
	受託				
	計				
合計					

4・5 [略]

作成要領

			a	%	円/10a	名)
	一般	貸付				
		委託				
	一般 (直払 農地)	貸付				
		委託				
	中山間	貸付				
		委託				
	計					
	合計					

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区 分	交付対象面積 (A) a	交付単価 (B) 円/10a	交付額 (A×B) 円	プランの対象 地区名(地区 内集落名)
	転貸				
	受託				
	計				
合計					

4・5 [略]

作成要領

<p>【地域集積協力金交付委事業及び集約化奨励金交付事業共通】</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「<u>地域計画の地域名（地域内農業集落名）</u>」には、<u>全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域</u>又は<u>協議の場が設けられている区域に含まれている地域</u>を記載してください。なお、<u>地域内農業集落名</u>は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>【地域集積協力金交付委事業及び集約化奨励金交付事業共通】</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 「<u>プランの対象地区名（地区内集落名）</u>」には、<u>人・農地プラン又は人・農地プランの実質化に向けた工程表に記載している「対象地区名（地区内集落名）」</u>を記載してください。なお、<u>地区内集落名</u>は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>1～3 [略]</p>																																																
<p>別紙様式第4-1号</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地中間管理機構運営事業</p> <table border="1" data-bbox="123 965 1086 1414"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> <th>対象人数／ 委託先数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち機構専任職員</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち公社内兼任職員</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち臨時職員（機構）</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うちその他</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	対象人数／ 委託先数	金 額	①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円	うち機構専任職員		人	円	うち公社内兼任職員		人	円	うち臨時職員（機構）		人	円	うちその他		人	円	<p>別紙様式第4-1号</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地中間管理機構運営事業</p> <table border="1" data-bbox="1153 965 2116 1414"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> <th>対象人数／ 委託先数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち機構専任職員</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち公社内兼任職員</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち臨時職員（機構）</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うちその他</td> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	対象人数／ 委託先数	金 額	①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円	うち機構専任職員		人	円	うち公社内兼任職員		人	円	うち臨時職員（機構）		人	円	うちその他		人	円
事 項	内 容	対象人数／ 委託先数	金 額																																														
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円																																														
うち機構専任職員		人	円																																														
うち公社内兼任職員		人	円																																														
うち臨時職員（機構）		人	円																																														
うちその他		人	円																																														
事 項	内 容	対象人数／ 委託先数	金 額																																														
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		人	円																																														
うち機構専任職員		人	円																																														
うち公社内兼任職員		人	円																																														
うち臨時職員（機構）		人	円																																														
うちその他		人	円																																														

②旅費			円
③農用地利用集積等促進計画 案作成協力金			円
④委託費		件	円
うち市町村		件	円
うち農業協同組合		件	円
うち市町村農業公社		件	円
うち土地改良区		件	円
うち民間企業		件	円
うちその他		件	円
⑤その他			円
合計			円

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

※1～※5 [略]

※6 2の(2)の③については、機構法第19条第1項に規定する市町村等に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金を支払う場合に記載します。

※7 [略]

※8 2の(1)から(3)までのその他については、人件費、旅費、農用地利用集積等促進計画案作成協力金及び委託費以外の経費について記載します。

※9 [略]

別紙様式第4-2号 [略]

別紙様式第5号～第8号 [略]

別紙様式第9号

[略]

②旅費			円
③配分計画案作成協力金			円
④委託費		件	円
うち市町村		件	円
うち農業協同組合		件	円
うち市町村農業公社		件	円
うち土地改良区		件	円
うち民間企業		件	円
うちその他		件	円
⑤その他			円
合計			円

(3)・(4) [略]

3・4 [略]

※1～※5 [略]

※6 2の(2)の③については、機構法第19条第1項に規定する市町村等に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金を支払う場合に記載します。

※7 [略]

※8 2の(1)から(3)までのその他については、人件費、旅費、配分計画案作成協力金及び委託費以外の経費について記載します。

※9 [略]

別紙様式第4-2号 [略]

別紙様式第5号～第8号 [略]

別紙様式第9号

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

[削る]

1～4 [略]

5 利用状況調査

(1) [略]

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積 (ha)		体制			
		第 32 条第 1 項		農業委 員等数 (人日)	協力者 数 (人日)	その他 (人日)	計 (人日)
		第 1 号 (ha)	第 2 号 (ha)				
	計						

(注) [略]

(3) [略]

6～8 [略]

9 所有者不明の農地の権利調査等

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく別段面積の調査

別段面積設定調査

回数 (延 回)

2～5 [略]

6 利用状況調査

(1) [略]

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積 (ha)		体制			
		第 32 条第 1 項		農業委 員数 (人日)	協力者 数 (人日)	その他 (人日)	計 (人日)
		第 1 号 (ha)	第 2 号 (ha)				
	計						

(注) [略]

(3) [略]

7～9 [略]

10 所有者不明の農地の権利調査等

	件数	面積 (ha)
農地法第 32 条による調査		
農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 による調査		
その他の調査		

(注) [略]

10～14 [略]

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言(実績)

実施時期	対象農業委員会	活動内容

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地区の素案作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2～4 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

	件数	面積 (ha)
農地法第 32 条による調査		
農業経営基盤強化促進法第 21 条の 2 による調査		
その他の調査		

(注) [略]

11～15 [略]

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(5) [略]

(6) 農地情報公開システムに関する調査、指導・助言(実績)

実施時期	対象農業委員会	活動内容

(7) 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2～4 [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち交付金額		
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 農地の利用関係の調整			
〔削る〕			
(1)～(4)			
2～5 〔略〕			
II・III 〔略〕			
合計			

(注) 〔略〕

別紙様式第 10 号

〔略〕

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 〔略〕

〔削る〕

事業実施主体名

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
	2. うち交付金額		
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 農地の利用関係の調整			
(1) 農地法第3条第2項 第5号に基づく別段面積設定調査			
(2)～(5)			
2～5 〔略〕			
II・III 〔略〕			
合計			

(注) 〔略〕

別紙様式第 10 号

〔略〕

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積設定調査

市区町村名	農業委員会名	別段面積設定
-------	--------	--------

		調査回数 延 回
合計		

(1)～(4) [略]

2 農地の利用状況等の調査

(1)～(4) [略]

(5)所有者不明の農地の権利関係調査等

市区町村名	農業委員会名	農地法による調査		農地中間管理事業の推進に関する法律による調査		その他の調査	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
合計							

(注) 農地法第 32 条による調査、農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 による調査及びその他の調査（たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。）を行った件数及び面積（ha）を記載してください。

3～5 [略]

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(2)～(5) [略]

2 農地の利用状況等の調査

(1)～(4) [略]

(5)所有者不明の農地の権利関係調査等

市区町村名	農業委員会名	農地法による調査		農業経営基盤強化促進法による調査		その他の調査	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
合計							

(注) 農地法第 32 条による調査、農業経営基盤強化促進法第 21 条の 2 による調査及びその他の調査（たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。）を行った件数及び面積（ha）を記載してください。

3～5 [略]

II [略]

III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援



(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言(実績)

[略]

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地区の素案作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2～4 [略]

(別紙) [略]

別紙様式第 11 号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)第 10 の 1 の (7)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の (7)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認

(1)～(5) [略]

(6) 農地情報公開システムに関する調査、指導・助言(実績)

[略]

(7) 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2～4 [略]

(別紙) [略]

別紙様式第 11 号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)第 10 の 1 の (5)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認(変更)を申請します。

(注 1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の (5)に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認

(変更)を申請します」を「第10の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(注2) [略]

(別添) [略]

(変更)を申請します」を「第10の2の(4)に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

(注2) [略]

(別添) [略]

別紙様式第12号

[略]

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運営

(1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

(2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア [略]

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点で農業委員会サポートシステムが

別紙様式第11号

[略]

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

農地情報公開システム管理事業

1 農地情報公開システムの管理・運営

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア [略]

イ 農地情報公開システムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の10日

最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

2 [略]

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況				指導・助言の内容			
農業委員 会等数	都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構数	農地中間 管理機構 数	その他の 関係機関 数	農業委員 会等	都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構	農地中間 管理機構	その他の 関係機関

(注) [略]

(3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針

(4) 事業の適正な実施に向けた対応策等  
ア～ウ [略]

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針

(5) [略]

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

(1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

2 [略]

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況				指導・助言の内容			
農業委員 会等数	都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構数			農業委員 会等	都道府県 農業委員 会ネット ワーク機 構	[新設]	[新設]

(注) [略]

(3) 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針

(4) 事業の適正な実施に向けた対応策等  
ア～ウ [略]

エ 農地情報公開システムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針

(5) [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画 (完了報告)

時 期	事 項
○月	

(注)「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

[削る]

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支

援

時 期	事 項
○月	

別紙様式第12号別添

農業委員会サポートシステムの更新状況

[略]

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画 (完了報告)

時 期	事 項
○月	

(注)「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 全国データベースの構築

(1) 全国データベース構築の実施方針

--

(2) 全国データベース構築の実施計画

時 期	事 項
○月	

(注)「事項」欄には、全国データベース構築の工程を簡潔に記載してください。

(3) 全国データベース構築後の関係機関への周知・教育方針

概 要

4 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

別紙様式第12号別添

農地情報公開システムの更新状況

[略]

別紙様式第 13 号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団 体 名)  
氏 名  
(代表者氏名 )

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依  
命通知）第 14 の 1 のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。

[略]

[削る]

別紙様式第 13 号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団 体 名)  
氏 名  
(代表者氏名 )

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依  
命通知）第 16 の 1に基づき、下記のとおり報告します。

[略]

別紙様式第 14-1 号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

令和〇〇年度農地整備・集約協力金交付事業意向届

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産次官依命通知）第 11 の 1 の（1）に基づき、農地整備・集約協力金交付事業の実施に向けた意向を表明します。

添付資料：1 市町村農地整備・集約協力金交付事業実施計画

2 事業対象地域における以下のいずれかの資料

(1) 実質化された人・農地プラン

(2) 人・農地プランの実質化に向けた工程表

（注 1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 2）添付資料のうち「実質化された人・農地プラン」又は「人・農地プランの実質化に向けた工程表」について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

[削る]

別紙様式 14-2 号

県	地区
作成月日	年 月

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業実施計画

〇〇地区

令和 年 月 日

〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業実施計画

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

(1)農地整備・集約協力金交付概要

(2)農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3)農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

2. 次世代農業発展計画

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画

(1) 農地整備・集約協力金交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

協力金交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業 の事業費（千円）※	交付額 （千円）
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
計		

※ハード事業のうち定率助成の事業費

※交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2) 農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧



都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (者)		
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費 (千円) (うち協力金対象事業費※)	定率助成における負担割合 (%)			
				国	都道府県	市町村	農家
			( )				

※耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の事業費

② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区

(位置図)

(注) 既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

主要工種等	
既整備地域	・事業名 : 「〇〇事業」 ・地区名 : 「〇〇地区」 ・工期 : 〇〇年度～〇〇年度 ・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha …
隣接する事業対象地域	・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha …

凡例			
区分	既整備地域	線	--- 緑 --- で囲む
	隣接する事業対象地域	線	--- 赤 --- で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域					備考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	担い手の農地集積率 (%) ③=②/①	農用地面積 (ha) ④	担い手の経営面積 (ha) ⑤	担い手の農地集積率 (%) ⑥=⑤/④	担い手の集約化面積 (ha) ⑦	担い手の農地集約化率 (ha) ⑧=⑦/④	
現況									年度：令和〇〇年度
完了時									年度：令和〇〇年度
目標									年度：令和〇〇年度

② 担い手別一覧

番号	担い手		事業対象地域			農地中間管理権		
	区分	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存続期間又は 残存期間 (申請日時 点)	権利の種類 (貸借権/使 用貸借による 権利)	貸借権の場合の 支払い方法 (物納/金納)
1	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村構想水準達成者							
小計								
2								
小計								
3								
小計								
合計								

③ 農用地集約図

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 - - - - - で囲む
	隣接する事業対象地域 赤 ———— で囲む
	彩色区分 担い手番号(※)
集積・集約状況	1
	2
	3
	4
集約化算定地域	青 ———— で囲む

(目標)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 - - - - - で囲む
	隣接する事業対象地域 赤 ———— で囲む
	彩色区分 担い手番号(※)
集積・集約状況	1
	2
	3
	4
集約化算定地域	青 ———— で囲む

2. 次世代農業発展計画

農村を次世代つなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象

に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

[削る]

別紙様式 14-3 号

県	地区
作成月日	年 月

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業完了報告書

〇〇地区

令和 年 月 日

〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県)農地整備・集約協力金交付事業完了報告

(目次)

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

(1)農地整備・集約協力金交付概要

(2)農地耕作条件改善事業整備概要

① 概要一覧

② 整備区域図

(3)農地集積・集約化概要

① 概要一覧

② 担い手別一覧

③ 農用地集約図

1. 特定整備地域農用地利用集積促進土地解消整備計画

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

(1)農地整備・集約協力金交付概要

目標年度における担い手の農地集約化率 (%)	
---------------------------	--

協力金交付率 (%)	
---------------	--

交付年度	対象となる農地耕作条件改善事業の事業費（千円）	交付額（千円）
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
令和〇〇年度		
計		

※ハード事業のうち定率助成の事業費

※交付額は、千円単位切り捨てとする。

(2)農地耕作条件改善事業整備概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

都道府県名	市町村名	地区名	型名	受益面積 (ha)	受益者数 (者)		
着工年度	完了年度	目標年度	総事業費（千円） （うち協力金対象事業費※）	定率助成における負担割合（％）			
				国	都道府県	市町村	農家
			( )				

※耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の事業費

② 整備区域図

〇〇県 〇〇地区

(位置図)

(注) 既整備地域とこれに隣接する農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること

	主要工種等	
既整備地域	・事業名	: 「〇〇事業」
	・地区名	: 「〇〇地区」
	・工期	: 〇〇年度～〇〇年度
隣接する 事業対象地域	・工種	: 区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha …
	・工種	: 区画整理 ○ha 暗渠排水 ○ha …

凡例		
区	既整備地域	緑 - - - - で囲む
分	隣接する事業対象地域	赤 - - - - で囲む

(3) 農地集積・集約化概要

※完了に伴う修正箇所について、申請時点との上下2段書きで記載すること

① 概要一覧

項目	既整備地域			隣接する事業対象地域					備 考
	農用地面積 (ha) ①	担い手の 経営面積 (ha) ②	担い手の 農地集積率 (%) ③ = ② / ①	農用地面積 (ha) ④	担い手の 経営面積 (ha) ⑤	担い手の 農地集積率 (%) ⑥ = ⑤ / ④	担い手の 集約化面積 (ha) ⑦	担い手の 農地集約化率 (%) ⑧ = ⑦ / ④	
現況									年度：令和〇〇年度
完了時									年度：令和〇〇年度
目標									年度：令和〇〇年度

② 担い手別一覧

番号	担い手	事業対象地域外の 経営面積 (ha)	事業対象地域		農地中間管理権			
	区分 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村構想水準達成者		地番	農地面積 (ha)	設定年月日	存続期間又は 残存期間 (申請日時 点)	権利の種類 (賃借権/使 用貸借によ る権利)	賃借権の場合の 支払い方法 (物納/金納)
1								
小計								
2								
小計								
3								
小計								
合計								

③ 農用地集約図

※完了に伴う修正箇所について、分かるように記載すること

※②事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 - - - - - で囲む
	隣接する 事業対象地域 赤 ———— で囲む
集積・ 集約 状況	彩色区分 担い手番号(※)
	1
	2
	3
4	
集約化算定地域	青 ———— で囲む

(目標)

凡 例	
区分	既整備地域 緑 - - - - - で囲む
	隣接する 事業対象地域 赤 ———— で囲む
集積・ 集約 状況	彩色区分 担い手番号(※)
	1
	2
	3
4	
集約化算定地域	青 ———— で囲む

2. 次世代農業発展計画

農村を次世代つなぎ、農業の発展を支えるため、既整備地域及びこれに隣接する事業対象農地を対象に、次のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針を記載。

テーマ	取組方針
①高収益作物の導入による収益性の向上	生産コストの削減や高収益作物の導入の取組方針
②6次産業化など地域振興につながる生産拡大	加工・直販等の発展に必要な作物生産の拡大方針
③スマート農業による生産性の向上	UAV、ロボット、ICT、地下かんがい等先進技術の活用方針

[削る]

別紙様式第15号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長〇〇 〇〇

令和〇〇年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第12の1の（1）に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画を提出します。



(注) 農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第12の1の(1)」の規定に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画を「第12の2の(1)」に基づき、別添のとおり農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業完了報告書」としてください。

(別添)

令和 年度農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業実施計画 (完了報告書)

タブレット端末の購入予定台数等

農業委員会名	農地利用最適化推進委員の人数	タブレット端末の購入予定単価 (又はタブレット端末の購入単価) (A)	タブレット端末購入予定台数 (又はタブレット端末購入台数) (B)	合計金額 (A×B)	納入予定月日 (又は納入完了月日)
	人	円	台	円	年 月 日

(注) 農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会は、農業委員の人数を計上してください。

(別記1)

農地中間管理機構事業

第1・第2 [略]

第3 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

(別記1)

農地中間管理機構事業

第1・第2 [略]

第3 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙1の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

<p>(1) 機構が<u>農用地利用集積等促進計画</u>の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、<sup>*</sup>農地相談員による農地集積・集約化に向けた現場活動等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p>なお、<u>原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱</u>（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 に定める原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。</p> <p>(2) <u>機構</u>は、その業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。</p> <p>(3) なお、(1) に係る具体的な事業費及び予算配分については、<u>別記 1 別紙</u>の規定のとおりです。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>3 企業リスト作成・セミナー開催事業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業に要する経費の使途</p> <p>参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、<u>別表 2 の 2</u>に掲げる内容とします。</p> <p>第 4 [略]</p>	<p>(1) 機構が<u>借受希望者の募集、配分計画</u>の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、<sup>*</sup>農地相談員による農地集積・集約化に向けた現場活動、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）附則第 4 条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等</u>の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p>なお、<u>原子力災害被災 12 市町村集積・集約化等対策事業実施要綱</u>（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3385 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 に定める原子力災害被災 12 市町村農地中間管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。</p> <p>(2) <u>機構</u>がその業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。</p> <p>(3) なお、(1) <u>及び</u> (2) に係る具体的な事業費及び予算配分については、<u>別記 1 別紙 1</u>の規定のとおりです。</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5) 農地相談員が活用するタブレットの仕様等については、別途、農林水産省と協議を行うものとします。</u></p> <p>3 企業リスト作成・セミナー開催事業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業に要する経費の使途</p> <p>参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、<u>別表 2 の 3</u>に掲げる内容とします。</p> <p>第 4 [略]</p>
<p><u>(別記 1 別紙)</u></p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第 1 要綱本文<u>第 11 の 1</u>に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1 により算定された額とします。</p> <p>なお、別表 2 の区分欄の 2 の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10 相当）」とします。</p>	<p><u>別記 1 別紙 1</u></p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第 1 要綱本文<u>第 13 の 1</u>に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1 により算定された額とします。</p> <p>なお、別表 2 の区分欄の 2 の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10 相当）」とします。</p>

<p>1・2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>第2～第4 [略]</p>
<p>(別記2) [略]</p>	<p>(別記2) [略]</p>
<p><u>(別記3)</u></p> <p>機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 地域集積協力金交付事業</p> <p>1 交付対象地域</p> <p>以下の要件を満たす「地域」とします。</p> <p>(1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の<u>地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度において、<sup>*</sup>地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。）</u>に含まれていること。 [削る]</p> <p><u>(2)・(3) [略]</u></p> <p>2 一度定めた「地域」の取扱い</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) ただし、本協力金の交付を受けた後に<u>地域計画の区域</u>が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。</p> <p>3 交付要件及び交付単価</p> <p>(1) 交付要件</p> <p>ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。</p>	<p><u>(別記3-1)</u></p> <p>機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 地域集積協力金交付事業</p> <p>1 交付対象地域</p> <p>以下の要件を満たす「地域」とします。</p> <p>(1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の<u>人・農地プランのエリア</u>に含まれていること（<u>区域の外縁が明確である場合に限り</u>ます。）。</p> <p><u>(2) 以下のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの</u></p> <p>イ <u>アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの</u></p> <p><u>(3)・(4) [略]</u></p> <p>2 一度定めた「地域」の取扱い</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) ただし、本協力金の交付を受けた後に<u>人・農地プランの対象区域</u>が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。</p> <p>3 交付要件及び交付単価</p> <p>(1) 交付要件</p> <p>ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。</p>

(ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10%以上であること。

- a 新たに担い手に集積される農地面積
- b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

[削る]

注 [略]

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上（中山間地域（(3) のアの (イ) に該当する「地域」）及び樹園地については 0.5ha 以上、北海道にあつては 6ha 以上。以下同じ<sup>\*</sup>です。）の団地面積の割合が事業実施年度の前年度の 2 月末から事業実施年度の 2 月末までに 10 ポイント以上増加すること。

イ 一般地域（(2) のアの (ア) に該当する「地域」）又は中山間地域（(2) のアの (イ) に該当する「地域」）の区分 1 にあつては、4 の (1) の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める 1ha 以上（中山間地域については 0.5ha 以上）の団地面積が 10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。<sup>\*</sup>

(ア) 農作業委託をする者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

(イ)・(ウ) [略]

(2) 交付単価

(ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10%以上であること。ただし、担い手が不足する地域であつて、新規就農者等を受け入れ、目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）までに当該要件の達成に取り組む場合は 5%以上であること。この場合、目標年度までに当該要件を達成するための具体的な計画（以下「目標達成計画」といいます。）を作成すること。

- a 新たに担い手に集積される農地面積
- b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注 1：「担い手が不足する地域」とは、中心経営体（人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体）に新規就農者等を位置付け、当該新規就農者等を含む担い手への農地集積に取り組む地域のことをいいます。

注 2 [略]

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上（中山間地域（(3) のアの (イ) に該当する「地域」）及び樹園地については 0.5ha 以上、北海道にあつては 6ha 以上。以下同じです。）の団地面積の割合が事業実施年度中に 10 ポイント以上増加すること。

[新設]

イ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合

以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。<sup>\*</sup>

(ア) 市町村及び機構に対して地域集積協力金参加申込書（別記 3-1 様式第 3 号）を提出すること。

(イ)・(ウ) [略]

(2) 交付単価

ア 4の(1)の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

(ア)・(イ) [略]

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記3別表1の2に掲げる区域は除きます）。

イ 別記3別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ [略]

(3)・(4) [略]

#### 4 交付額

(1)の「機構の活用率」に応じて、3の(2)に定める「交付単価」に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

##### (1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率（累積）	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
------------	---	--

ア 4の(1)の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

(ア)・(イ) [略]

また、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記3-1別表1の2に掲げる区域は除きます）。

ただし、令和4年3月28日までに翌年度以降の地域集積協力金交付事業の実施に係る話し合いが行われ、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、当該事業の実施に係る計画に関する同意が得られていたことが確実である場合、都道府県と協議の上、令和4年度中に限り、前回交付を受けた区分であっても申請できるものとします。なお、申請に当たっては、令和4年3月28日までに同意が得られていたことが確実であることが確認できる資料（話し合いの概要等）を添付することとします。

イ 別記3-1別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ [略]

(3)・(4) [略]

#### 4 交付額

(1)の「機構の活用率」に応じて、3の(2)に定める「交付単価」に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

なお、令和3年度に地域集積協力金交付事業の集積タイプにおいて交付を受けた農地面積のうち、本実施要綱の改正（令和3年12月20日付け3経営第2230号）により差額が生じ、かつ令和3年度に当該差額の交付を受けなかった農地面積については、当該差額について令和4年度内の申請を可能とし、都道府県基金のみにより交付できることとします。

##### (1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率（累積）	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
------------	---	--

注1～注3 [略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注1 [略]

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとします。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とします。

注3・注4 [略]

5～7 [略]

第6 集約化奨励金交付事業

1 [略]

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイ

注1～注3 [略]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注1 [略]

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

ただし、令和3年度において、地域の話合いの開催時期や農作物の作期の都合等により、機構への農地の貸付けが2月末を跨いで順次行われた地域については、令和3年度の9月から令和4年度の8月までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として算定できるものとします。

なお、この取扱いは、令和3年度の2月末時点で集計した場合の交付額が、令和3年度の9月から令和4年度の8月までの機構への貸付面積（貸付予定面積を含みます。）で算定した場合の交付額を下回ることが見込まれる地域に限るものとします。

注3・注4 [略]

5～7 [略]

第6 集約化奨励金交付事業

1 [略]

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年

ント以上増加すること。

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

(ウ)同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。

(イ) [略]

(2) [略]

3～6 [略]

## 第7 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)～(4) [略]

<sup>\*</sup>  
(5) 自作地に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、機構法第22条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合であっても、同様です。

(6)～(8) [略]

3 交付額

平成31年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額を交付します(交付申請の時期が、令和5年度

度までに10ポイント以上増加すること。

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

(ウ)同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合  
以下に該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 市町村及び機構に対して集約化奨励金参加申込書(別記3-1様式第4号)を提出すること。

(イ) [略]

(2) [略]

3～6 [略]

## 第7 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1)～(4) [略]

<sup>\*</sup>  
(5) 自作地に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、基盤強化法第21条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合であっても、同様です。

(6)～(8) [略]

3 交付額

平成31年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額を交付します(交付申請の時期が、機構に貸し

を過ぎた場合は交付されません。)。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

#### 令和5年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a（上限25万円/戸）

なお、令和5年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第5の地域集積協力金交付事業又は第6の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

#### 4 交付金の交付

##### (1) [略]

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第2号）」

##### (2) [略]

#### 5 [略]

#### 第8・第9 [略]

#### 第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

付けた日の属する年度の翌年度を過ぎた場合は交付されません。)。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

#### 令和4年度及び5年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a（上限25万円/戸）

なお、令和4年度及び5年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第5の地域集積協力金交付事業又は第6の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

ただし、令和2年度の1月から令和3年度の12月末までに機構に貸し付けられ、令和3年度の1月から2月末までに本協力金の交付要件を満たした農地については、当該農地の全部又は一部が、令和3年度に地域集積協力金交付事業等の交付を受けた、又は令和4年度に地域集積協力金交付事業等の交付申請を行う「地域」に含まれている場合に限り交付対象とします。

#### 4 交付金の交付

##### (1) [略]

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3-1様式第2号）」

##### (2) [略]

#### 5 [略]

#### 第8・第9 [略]

#### 第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3-1別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である利用権設定等期間（農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人との間で締結した白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。



<p>1・2 [略]</p> <p>第11 その他留意事項</p> <p>1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>第11 その他留意事項</p> <p>1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3-1様式第1号から第4号までの別添により適切に取り扱うよう留意してください。</p> <p>2～5 [略]</p>
<p>(別記3別表1・2) [略]</p>	<p>(別記3-1別表1・2) [略]</p>
<p>別記3様式第1号・第2号 [略]</p>	<p>別記3-1様式第1号・第2号 [略]</p>
<p>[削る]</p>	<p>別記3-1様式第3号</p> <p style="text-align: center;"><u>地域集積協力金参加申込書</u> (農作業委託)</p> <p>市町村長 殿 ○○県農地中間管理機構理事長 殿</p> <p>・ <u>農地中間機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の委託を申し込みます。</u></p> <p>・ <u>また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加すること、③リタイアする際には農地を農地中間管理機構に貸し付けることを誓約します。</u></p> <p style="text-align: right;">「地域」名 代表者名</p> <p style="text-align: center;">記</p>

(1) 農作業委託者

申込年月日 年 月 日

フリガナ			
氏名			
住所	(〒 - )		
	都道府県	市区町村	
電話	- -	FAX	- -

(2) 経営面積

自作地	借地	合計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(3) 農作業委託の内容

所在	地番	地目	作目	期間	委託する農作業	面積
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
合計面積						m <sup>2</sup>
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業委託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 期間は10年以上を設定してください。

(注3) 委託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

※ 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。  
※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。  
※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。  
※ 当該農作業委託をする農地が新たに農作業受委託されることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に  
記載された内容について  同意する

[削る]

別記3-1様式第4号

集約化奨励金参加申込書  
(農作業受託)

市町村長 殿  
〇〇県農地中間管理機構理事長 殿

- ・ 農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に取り組むため、以下のとおり農作業の受託を申し込みます。
- ・ また、①下記の記載内容については虚偽がないこと、②今後、農地中間管理機構を活用し、地域が目指す農地の集約化等に関する取組に参加することを誓約します。

「地域」名  
代表者名

記

(1) 農作業受託者

申込年月日 年 月 日

フリガナ			
氏名			
住所	(〒 - )		
	都道府県	市区町村	
電話	- -	FAX	- -

(2) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

(3) 農作業受託の内容

所 在	地 番	地 目	作 目	期 間	受託する農作業	面 積
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
合計面積						m <sup>2</sup>
合計面積(a単位)						a

(注1) 本事業により農作業受託を希望する農地の詳細について記載してください。

(注2) 受託する農作業の欄には基幹的な作業を3つ以上記載してください。

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として参加申込書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 当該農作業受託をする農地が新たに農作業受委託されていることがわかる書面(農作業受委託契約書等)を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

(別記3様式第1号及び第2号の別添)

個人情報取扱い(例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

(別記3—1様式第1号から第4号までの別添)

個人情報取扱い(例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」及び「参加申込書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

<p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>[略]</p>
<p>[削る]</p>	<p>(別記3-2)</p> <p style="text-align: center;"><u>機構集積協力金交付事業（農地整備・集約協力金交付事業）</u></p> <p><u>第1 目的</u></p> <p>機構に対し農地を貸し付けた地域の農地耕作条件改善事業の実施地区において、担い手への農地の集約化に応じて農業者の事業費負担を軽減することにより、機構を活用した農地の集積・集約化を加速することを目的とします。</p> <p><u>第2 事業の内容</u></p> <p>対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体に対し、農業者の事業費負担分として、協力金を交付します。</p> <p><u>第3 国による補助</u></p> <p>国は事業実施主体に対して、予算の範囲内で本事業に必要な経費を補助します。</p> <p><u>第4 対象事業</u></p> <p>本事業の対象は、農地耕作条件改善事業のうち、耕作条件実施要綱第3の1の地域内農地集積型又は第3の2の高収益作物転換型とします。</p> <p><u>第5 交付要件</u></p> <p>対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下の全ての要件を満たす必要があります。</p> <p><u>1 農地中間管理権</u></p> <p>(1)耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農地（以下「事業対象農地」といいます。）について、本事業の申請日において有する農地中間管理権の存続期間又は残</p>

存期間が15年以上であること。

(2)事業対象農地における農地中間管理権については、本事業の申請日から少なくとも5年以上、使用貸借による権利によって設定されること、又は、賃借権によって設定される場合にあっても、本事業の申請日から少なくとも5年以上、貸借料が物納によって支払われること。

## 2 事業対象農地

(1)事業対象農地は、過去に国費が投入された基盤整備事業の完了地区における農地に隣接している農地であること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとします。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

(2)事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満（中山間地域にあつては5ヘクタール未満）であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。

ア 沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島

イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に

限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

キ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

ク 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

ケ アからクまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

### 3 人・農地プラン

事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。

(1)人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」といいます。）2の（1）の実質化された人・農地プランであること（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含みます。）。

(2)（1）に該当しない場合は、人・農地プラン通知5の（1）の工程表の作成及び公表が行われていること（令和元年度及び令和2年度に限ります。）。

### 4 担い手への集積

(1)目標年度（事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象となる農地耕作条件改善事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。以下同じ。）までに、事業対象農地の全てが担い手に集積されること。

(2)（1）において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること。ただし、新規就農する担い手である場合はこの限りでない。

### 5 受益者

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区の受益者は3者以上であること。

### 第6 交付額

	<p>1 <u>耕作条件実施要綱第2に定めるハード事業のうち定率助成の当該年度の事業費に、次の助成割合を乗じた額を交付します。</u></p> <p>(1) 目標年度における担い手の農地集約化率が80パーセント以上：0.050</p> <p>(2) 目標年度における担い手の農地集約化率が90パーセント以上：0.085</p> <p>(3) 目標年度における担い手の農地集約化率が100パーセント：0.125</p> <p>2 <u>担い手の農地集約化率は、事業対象農地の面積に占める担い手に集約化した農地の面積の割合により算出します。なお、本事業に関して「集約化」とは、同一の経営体が経営する農地であって、1ヘクタール（中山間地域及び樹園地にあつては0.5ヘクタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1ヘクタール以上の面積を定めたときは、その面積）以上の隣接している農地となることをいいます。</u></p> <p>3 <u>事業対象農地において、平成31年度以降に交付された経営転換協力金の算定対象となった農地を含む場合には、本協力金の交付額は、当該農地分の経営転換協力金の交付額を減じた値とします。</u></p> <p>第7 <u>交付金の使途</u></p> <p><u>事業実施主体は、対象となる農地耕作条件改善事業における事業費の農業者負担分に本協力金を充当するものとします。</u></p> <p>第8 <u>交付金の返還</u></p> <p><u>事業実施主体の長は、目標年度において、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付された本協力金を返還する必要があります。ただし、土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。</u></p>
<p>(別記4)</p> <p>機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p>	<p>(別記4)</p> <p>機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容</p> <p>1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p>



(1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

[削る]

ア～ウ [略]

(2) [略]

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、機構法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報の探索等にかかる経費を支援します。

(4) [略]

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します(アからオまでに係る経費は農業委員会サポートシステムに関するものに限ります。)

ア・イ [略]

ウ 農地利用最適化推進委員及び農業委員が把握した農地等の所有者等の意向の入力

エ・オ [略]

(6)・(7) [略]

2 [略]

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～ウ [略]

エ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言

オ 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地区の素案作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

(1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に基づく別段の面積を定める区域の設定に必要となる調査

イ～エ [略]

(2) [略]

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、平成30年11月16日に改正された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正後の基盤強化法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報の探索等にかかる経費を支援します。

(4) [略]

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します(イからエまでに係る経費は農地情報公開システムに関するものに限ります。)

ア・イ [略]

[新設]

ウ・エ [略]

(6)・(7) [略]

2 [略]

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア～ウ [略]

エ 農地情報公開システムに関する調査、指導及び助言

オ 農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

カ エ及びオを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会サポートシステムの管理・運用

農業委員会サポートシステムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農業委員会サポートシステムを管理する上で必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

イ 農業委員会サポートシステムの利用促進に必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農業委員会サポートシステムの管理・運営に必要な取組

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用

農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、同システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農業委員会サポートシステムの保守・運用を行うことができるとともに、必要なシステム改修等について提案できる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要なソフトウェア等の保守・運用

イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要なサーバー設備等の保守・運用

ウ 農業委員会サポートシステムに係るヘルプデスク業務

エ その他農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要な取組

[削る]

カ オを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

(2)～(4) [略]

4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、システム管理団体が行う農地情報公開システムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農地情報公開システムの管理・運用

農地情報公開システムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農地情報公開システムを管理する上で必要な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整

イ 農地情報公開システムの利用促進に必要な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農地情報公開システムの管理・運営に必要な取組

(2) 農地情報公開システムの保守・運用

農地情報公開システム管理事業のうち、農地情報公開システムの保守・運用については、システム管理団体が、農地情報公開システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の農地情報公開システムの保守・運用の取組に要する経費を支援します。システム管理団体は、確実に農地情報公開システムの保守・運用を行うことができる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

ア 農地情報公開システムの保守・運用に必要なソフトウェア等の保守・運用

イ 農地情報公開システムの保守・運用に必要なサーバー設備等の保守・運用

ウ 農地情報公開システムに係るヘルプデスク業務

エ その他農地情報公開システムの保守・運用に必要な取組

(3) 全国データベースの構築

(3) 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した、農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために以下を行う取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1・2 [略]

3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～オ [略]

カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農業委員会サポートシステム（農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）を含みます。以下同じ。）の活用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。

キ・ク [略]

ケ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言には、タブレットの活用に係るものを含みます。

[削る]

農業委員会等が把握した農地の出し手・受け手の意向等の情報をデータベース化するため、次の機能を有するシステムの構築に必要な経費を支援します。

ア 農業委員会が把握した農地の出し手・受け手の意向等の情報を管理する機能

イ アの情報をデータベース化し、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関で共有する機能

ウ イのデータベースから条件に一致した情報を検索する機能

エ その他の必要な機能

(4) 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した、農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために以下を行う取組に要する経費を支援します。

ア・イ [略]

第3 [略]

第4 事業実施における留意事項

1・2 [略]

3 第2の3の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア～オ [略]

カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農地情報公開システムの活用、全国データベースの運用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。

キ・ク [略]

ケ 農地情報公開システムに関する調査、指導及び助言には、全国データベースの運用及びタブレットの活用に係るものを含みます。

コ 農業委員会への支援において、都道府県農業委員会ネットワーク機構が活用するタブレットの

(2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項

農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農業委員会サポートシステムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。

(3) [略]

4 [略]

5 第2の5の事業の留意事項

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

ア 第2の5の(1)のイの研修会

イ 農業委員会サポートシステムに係る改修

(2)～(4) [略]

(5) 研修内容には、農業委員会サポートシステムやタブレットの操作方法等に関することが含まれます。

(6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

(7) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、当該研修会が実施された年度の年度末時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農業委員会サポートシステムを更新するものとします。(ただし、全国データベースに係る内容を含む一体的な研修会を除きます。)

(8) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者(以下「照合変換作業事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

第5 定期報告

1 [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

仕様等については、別途、農林水産省と協議を行うものとします。

(2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項

農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農地情報公開システムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。

(3) [略]

4 [略]

5 第2の5の事業の留意事項

(1) システム管理団体は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

① 第2の5の(1)のイの研修会

② 農地情報公開システムに係る改修

(2)～(4) [略]

(5) 第2の5の(3)の全国データベースの構築後は、農地利用最適化推進委員等による円滑な農地等の出し手・受け手の意向把握等を行うことができるよう研修を行うものとします。

(6) システム管理事業団体は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとします。

(7) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、事業実施年度末又はシステム管理事業完了報告書の提出日の10日前のいずれか早い日の時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農地情報公開システムを更新するものとします。

(8) システム管理事業団体は、第2の5の(4)の事業を実施する事業者(以下「照合変換作業事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとします。

第5 定期報告

1 [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業実施主体は、(2) <u>の</u>是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。</p> <p>(4) [略]</p> <p>第6～第9 [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 事業実施主体は、(2) 是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。</p> <p>(4) [略]</p> <p>第6～第9 [略]</p>
<p>(別記4別添)</p> <p style="text-align: center;"><u>地域計画</u>に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1 本事業における個人情報</p> <p>本事業において作成する<u>地域計画</u>に記載する、<u>目標地図</u>に位置付けられた農業を担う者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</p> <p>また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。</p> <p>個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、<u>地域計画</u>を作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。</li> <li>2 <u>地域計画</u>の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。</li> <li>3 <u>地域計画</u>の作成及び<u>地域計画</u>上の<u>目標地図</u>に位置付けられた農業を担う者として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。</li> </ol> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 同意を得る例</p> <p>個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。</p>	<p>(別記4別添)</p> <p style="text-align: center;"><u>人・農地プラン</u>に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1 本事業における個人情報</p> <p>本事業において作成する<u>人・農地プラン</u>に記載する、<u>今後の地域の中心となる経営体等</u>に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。</p> <p>また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。</p> <p>個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、<u>人・農地プラン</u>を作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。</li> <li>2 <u>人・農地プラン</u>の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。</li> <li>3 <u>人・農地プラン</u>の作成及び<u>人・農地プラン</u>に<u>今後の地域の中心となる経営体</u>として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。</li> </ol> <p>4・5 [略]</p> <p>第3 同意を得る例</p> <p>個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。</p>

- 1 農業者に地域計画を配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 集落座談会等で農業者に地域計画を説明する際、地域計画の裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。
- 3 [略]

※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い(例)

[略]

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、 <u>集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農</u>
-------------	--

- 1 農業者に人・農地プランを配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をもらって回収する。
- 2 集落座談会等で農業者に人・農地プランを説明する際、人・農地プランの裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。
- 3 [略]

※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い(例)

[略]

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

[略]

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、 <u>農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付</u>
-------------	--

	業経営継承保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業)、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等  (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
関係機関 (注2)	[略]

	金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業(農地集積促進型)、水利施設等保全高度化事業、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金(6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業)、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等  (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
関係機関 (注2)	[略]

[略]

[略]

別記4様式第1号

利用関係調整簿

1 [略]

2. 地域・集落(地域計画)との利用調整

①～③ [略]

3・4 [略]

別記4様式第1号

利用関係調整簿

1 [略]

2. 地域・集落(人・農地プラン)との利用調整

①～③ [略]

3・4 [略]

別記4様式第2号

定期報告書(第3四半期末時点)

〇〇農業委員会

(1)農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整		[略]
[削る]	[略]	[略]
[削る]	[略]	[略]

別記4様式第2号

定期報告書(第3四半期末時点)

〇〇農業委員会

(1)農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整		[略]
別段面積の設定調査	[略]	[略]
回	[略]	[略]

<p>[後略]</p>	<p>[後略]</p>																																																												
<p>別記4様式第3号</p> <p style="text-align: center;">定期報告書（第3四半期末時点）</p> <p>(1)農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告</p> <table border="1" data-bbox="107 389 1023 686"> <thead> <tr> <th>一連番号</th> <th>市区長村名</th> <th>農業委員会 名</th> <th colspan="2">農地の利用関係の調整</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[削る]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[削る]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">実施委員会数</td> <td>[削る]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[後略]</p>	一連番号	市区長村名	農業委員会 名	農地の利用関係の調整		[略]				[削る]	[略]	[略]				[削る]	[略]	[略]	合計						実施委員会数			[削る]	[略]	[略]	<p>別記4様式第3号</p> <p style="text-align: center;">定期報告書（第3四半期末時点）</p> <p>(1)農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告</p> <table border="1" data-bbox="1135 389 2051 686"> <thead> <tr> <th>一連番号</th> <th>市区長村名</th> <th>農業委員会 名</th> <th colspan="2">農地の利用関係の調整</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>別段面積の設定調査</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">実施委員会数</td> <td>委員会</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[後略]</p>	一連番号	市区長村名	農業委員会 名	農地の利用関係の調整		[略]				別段面積の設定調査	[略]	[略]				回	[略]	[略]	合計						実施委員会数			委員会	[略]	[略]
一連番号	市区長村名	農業委員会 名	農地の利用関係の調整		[略]																																																								
			[削る]	[略]	[略]																																																								
			[削る]	[略]	[略]																																																								
合計																																																													
実施委員会数			[削る]	[略]	[略]																																																								
一連番号	市区長村名	農業委員会 名	農地の利用関係の調整		[略]																																																								
			別段面積の設定調査	[略]	[略]																																																								
			回	[略]	[略]																																																								
合計																																																													
実施委員会数			委員会	[略]	[略]																																																								
<p>別記4様式第4号 [略]</p>	<p>別記4様式第4号 [略]</p>																																																												
<p>別記4様式第5号</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）</p> <p><u>農業委員会サポートシステム管理事業</u></p> <p>1 <u>農業委員会サポートシステムの管理・運営</u></p> <p>(1) <u>農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整</u></p> <table border="1" data-bbox="168 1169 1106 1367"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容				<p>別記4様式第5号</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）</p> <p><u>農地情報公開システム管理事業</u></p> <p>1 <u>農地情報公開システムの管理・運営</u></p> <p>(1) <u>農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整</u></p> <table border="1" data-bbox="1196 1169 2134 1367"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容																																																			
実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容																																																											
実施時期	農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構	活動内容																																																											



(2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア [略]

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 「うち更新農業委員会等数」には、第3四半期末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況				指導・助言の内容			
農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他の関係機関

(3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針に対する対応状況

(4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

ア～ウ [略]

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必

(2) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する研修会の実施等

ア [略]

イ 農地情報公開システムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点又は完了報告書の報告日の10日前のいずれか早い日の時点で農地情報公開システムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況				指導・助言の内容			
農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	[新設]	[新設]	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	[新設]	[新設]

(3) 農地情報公開システムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針に対する対応状況

(4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

ア～ウ [略]

エ 農地情報公開システムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体

要な体制整備方針に対する対応状況

--

(5) [略]

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

(1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) [略]

[削る]

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支

制整備方針に対する対応状況

--

(5) [略]

2 農地情報公開システムの保守・運用

(1) 農地情報公開システムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農地情報公開システムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) [略]

3 全国データベースの構築

(1) 全国データベース構築の実施方針に対する対応状況

--

(2) 全国データベース構築の実施計画

時 期	事 項
○月	

(3) 全国データベース構築後の関係機関への周知・教育方針に対する対応状況

概 要	
-----	--

4 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

援

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(4)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第6号・第7号 [略]

別記4様式第6号・第7号 [略]

別記4様式第8号

令和○年度機構集積支援事業における調査員の活動日誌(○月)

(調査名 ○○)

調査員指名 ○○○○

年月日	活動内容	備考
計		

上記の者は、機構集積支援事業の調査員として、活動したことを証する。

年 月 日

全国農業委員会ネットワーク機構の長

○○ ○○

別記4様式第8号

令和○年度機構集積支援事業における調査員の活動日誌(○月)

(調査名 ○○)

調査員指名 ○○○○

年月日	活動内容	備考
計		

上記の者は、機構集積支援事業の調査員として、活動したことを証する。

年 月 日

全国農業委員会ネットワーク機構の長

○○ ○○ 印

[削る]

(別記5)

農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

## 第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有するための業務を円滑に遂行できるようにする必要があることから、次の事業に必要な経費を支援します。

## 第2 事業の内容

農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費を支援します。

## 第3 事業実施における留意事項

### 1. タブレット端末の調達方法

(1) タブレット端末の調達に当たっては、全国農業委員会ネットワーク機構が、事業実施主体が購入するタブレット端末の台数を把握した上で、一括して調達を行うものとします。なお、全国農業委員会ネットワーク機構は、調達に当たり、2の規定に留意した上で、仕様書の案を作成し、その内容について、事前に農林水産省と協議を行うものとします。

(2) 事業実施主体は、(1)による全国農業委員会ネットワーク機構による一括調達の方法により、タブレット端末を購入するものとします。

### 2. タブレット端末の導入の要件

全国農業委員会ネットワーク機構は、タブレット端末の調達に当たっては、以下の事項を満たすものとなるよう留意するものとします。

(1) 耐用年数、経済耐用年数が十分にあること。

(2) 端末管理ツール（MDM）を導入すること。

(3) その他農林水産省と協議した事項。

## 第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

	<p>第5 個人情報の安全管理について</p> <p><u>事業実施主体は、タブレット端末自体が個人情報を収集、保管する機器となることを十分に認識し、 遺失、破損等を防ぐ措置を講じるように努めてください。</u></p>
--	--

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2925号、4農振第3540号）

1 この通知は、令和5年4月1日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

ただし、農地整備・集約協力金交付事業については、この通知による改正前の本要綱の規定に基づき採択した地区であって、かつ、令和5年度以降も事業を実施する地区にあつては、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施するものとします。